

平成 26 年 1 月 吉日

お取引先各位

消費税率引上げへの対応に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

表題の件につきまして、平成 24 年 8 月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」が公布され、平成 25 年 10 月 1 日付の閣議により、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が現行の 5 % から 8 % に引き上げられることが決定されました。

これに伴う弊社（株式会社アイフリーク ホールディングス及び関係会社）における消費税等の取扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げます。

記

平成 26 年 4 月 1 日以降に弊社が提供する商品・サービス等に係る消費税率は 8 % となります。既にご請求させていただいている取引で、提供期間が平成 26 年 4 月 1 日以降に係る部分について、消費税率を現行の 5 % にて計算しております場合も、新税率 8 % にてご請求させて頂く予定でございます。

なお、既に 5 % でお支払い頂いているご契約については、平成 26 年 4 月 1 日以降、差額分の消費税額を別途請求させていただきます。

税制改正による対応でございますので、ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社アイフリークホールディングス

管理統括グループ 経理

TEL : 092 - 471 - 5211